

令和3年度地域子ども・若者支援活動補助事業に係る 事業計画書募集要領

1 募集の目的

ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者支援体制の充実を図るため、沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae（以下「ソラエ」という。）や市町村、関係機関と連携した取組を支援することを目的に、「地域子ども・若者支援活動補助事業実施要領」に基づき、令和3年度の事業提案を募集する。

※地域の実情を踏まえた事業計画となるよう、事前にソラエや市町村、関係機関との意見交換や情報交換を行った上で提案すること。

※事業説明会は実施しないが、補助対象事業や補助対象経費等の詳細を5月下旬に県のホームページにて掲載するので、確認した上で提案すること。

2 事業期間

交付決定の日（令和2年7月下旬）から令和3年2月28日まで（予定）

3 助成上限額

1団体あたり200万円以内とする。

4 募集団体数

6団体程度を採択予定。

5 補助対象事業

以下の(1)アからエ又は(2)のいずれか、又は、複数の事業に取り組む民間団体に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成する。

(1) 困難を有する子ども・若者支援のため、ソラエ又は市町村等と連携した次の事業。

ア ネットワーク強化事業

子ども・若者の支援に携わる市町村担当課や学校、地域の支援機関などを訪問し、情報収集・情報共有を行うとともに、支援が届いていない困難な子ども・若者の発見を行う事業。

イ 各種活動プログラム事業

市町村等と連携し、地域の実情に応じた学習支援、ボランティアなどの社会体験、就労体験・就労支援又は居場づくり等の事業を行う事業。

ウ アウトリーチ（訪問支援）事業

ひきこもり状態などの子ども・若者が自ら相談機関に出向くことの難しい場合に、家庭等を訪問するとともに、ソラエと連携して、支援に関する情報提供や支援機関への同行支援を行う事業。

エ その他子ども・若者を支援するうえで効果的と認められる事業

(2) 市町村等と連携し、地域の実情に応じた子ども・若者支援を行うNPO等の立ち上げ事業又は新たな事業。

6 応募資格

ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援活動に積極的に取り組んでいる、若しくは取り組もうとするNPO等の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 沖縄県に住所を有している団体であること。
- (2) 5(1)アからエの事業を実施しようとする団体は、概ね3年以上にわたり子ども・若者に対する同様の活動実績を有していること。
- (3) 5(1)の事業を実施する団体のうち、沖縄本島地域に住所を有する団体については、連続して本事業の助成を3年受けていないもの。ただし、過去の実績が顕著で、事業効果が特に優れていると認められる場合はこの限りでない。
- (4) 5(1)の事業を実施する団体のうち、沖縄本島以外の地域に住所を有する団体については、連続して本事業の助成を5年受けていないもの。ただし、過去の実績が顕著で、事業効果が特に優れていると認められる場合はこの限りでない。
- (5) 5(2)の事業を実施する団体は、過去に本事業の助成を受けていないもの。

7 提出書類

- (1) 別紙様式1から別紙様式3
- (2) 参考資料
 - ア 定款又は会則等の団体の目的や所在地、役員名が分かる資料
 - イ 前事業年度の決算書類
※前事業年度がない場合は、「事業計画書」「活動予算書」等を提出すること。
 - ウ 過去3年間活動実績（内容）がわかる資料（任意様式）
※国、県、市町村からの受託事業があれば契約書等の写しを添付すること。
 - エ その他
その他、団体の活動概要が分かる資料（チラシやリーフレット類）

8 提出期限

令和3年6月10日（木）午後5時必着

9 提出方法

上記「7 提出書類」のうち、7(1)はwordファイルのまま、7(2)はPDFにして、下記「15 提出、問い合わせ先」あてメールにて提出すること。

※1回あたりの送信容量が10MBを超える場合は分割して送信すること。

※受信メールの見落とし等を防ぐため、メール送信後に下記「15 提出、問い合わせ先」まで電話連絡をすること。

※メール機能が使えない場合など、書類を郵送する場合は、配達記録が確認できる方法とすること。なお、提出期限を過ぎて到着したものは受理しない。

10 補助対象経費

地域子ども・若者支援活動補助事業補助金交付要綱第5条に規定されている下記の経費を補助対象経費とする。

- (1) 人件費等
 - ア 人件費（事業実施に係る分）
 - イ 共済費（上記給与見合い分）
- (2) その他事業費
 - ウ 賃金（事業実施のためのアルバイト代等）
 - エ 報償費等（講師、執筆者、司会者等の謝礼金）
 - オ 旅費（講師等旅費、スタッフ旅費）
 - カ 需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、燃料費等）
 - キ 役務費（郵送料、筆耕料、電話料、運搬料、保険料等）
 - ク 使用料及び賃借料（賃借料、会場使用料、機器リース料、タクシー代等）
 - ケ 備品購入費

11 事業相談

補助対象事業や補助対象経費の確認など事業計画の詳細に関して面談方式による事前相談期間を次のとおり設ける。※事前相談は必須事項ではない。

- (1) 日時：令和3年5月24日（月）～令和3年6月4日（金）
- (2) 場所：県庁内

12 審査

(1) 審査方法

- ・ 沖縄県子ども生活福祉部に設置される選定委員会で総合的に審査し、採択団体を選定する。
- ・ 企画提案書の提出後、必要に応じて、県担当者によるヒアリングを行う。
- ・ 応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、選定委員会への参加者を選定する場合がある。
- ・ 選定委員会では、原則、応募者によるプレゼンテーションを実施するが、新型コロナウイルスの感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況により書類審査のみとすることがある。
- ・ 提出書類等の返却は行わない。
- ・ 採択団体選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(2) 選定委員会開催予定日：令和3年6月16日（水）

※詳細は別途通知する。

(3) 審査結果の通知

実施計画書を提出した者に対して、文書で通知する。

13 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和3年5月20日（木） |
| (2) 事前相談期間 | 令和3年5月24日（月）～6月4日（金） |
| (3) 事業計画書提出期限 | 令和3年6月10日（木）午後5時必着 |
| (4) 一次審査（書類審査） | 令和3年6月11日（金） |
| (5) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和3年6月16日（水） |
| (6) 審査結果通知 | 令和3年6月下旬 |
| (7) 交付申請書提出期限 | 令和3年7月上旬 |
| (8) 交付決定通知 | 令和3年7月下旬 |

14 その他

- (1) 1団体当たり、提案は1件とする。
- (2) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (3) 下記の事業は補助対象事業としない。
 - ・ 個人の負担を直接的に軽減する事業
 - ・ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）
- (4) 事業実施に係る経費は、補助対象経費を同じくする国、他の県及び市町村等の補助金等と重複してはならない。
- (5) 提案書が採択された場合であっても、県との調整の上、内容の一部変更、修正が必要な場合がある。

15 提出、問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 青少年育成班 内山
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：098-866-2174 FAX：098-868-2402
E-mail：uchiyamt@pref.okinawa.lg.jp